

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公印省略)

見 積 依 賴 書

- 1 件 名 令和7年度牧尾管理所除雪車点検整備【オープンカウンター方式】
2 施 行 場 所 長野県木曽郡木曽町三岳地内 牧尾ダム
3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年2月20日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合せを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見 積 参 加 条 件 愛知県、岐阜県又は長野県に本店、支店又は営業所等が存すること。
3 見 積 書 等 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
令 和 7 年 12 月 25 日 16:00 まで
独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-2112 (又は0561-39-5464)
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
令 和 7 年 12 月 19 日 16:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年12月26日16:00までとします。
7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
5 そ の 他 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(非課税額を除く。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

令和 7 年度牧尾管理所除雪車点検整備

仕様書

令和 7 年 1 2 月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、令和7年度牧尾管理所除雪車点検整備（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

本業務は、牧尾管理所で保有するホイールローダの特定自主検査及び整備を行うものである。

2-1 業務場所

長野県木曽郡木曽町三岳地内 牧尾ダム

2-2 履行期間

契約締結の翌日から令和8年2月20日まで

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりである。

- ・特定自主検査 1回
- ・車両整備 1式

第3節 一般事項

3-1 現場発生品

本業務の履行により生じた現場発生品は、受注者の責任により適正に処分を行うものとする。

3-2 提出図書

提出図書は以下のとおりとする。

- ・点検整備報告書（履行写真含む） 1部

3-3 疑義等

仕様書等について疑義がある場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検整備

第1節 機器諸元

本業務対象設備の主要諸元を以下に示す。

製造社	株式会社小松製作所
型式	WA30-5E
車体番号	24082
標識番号	三岳村 341
使用油脂類	
エンジンオイル	SAE10W-30 CD
トランスファーケースオイル	T010
作動油	10W-30GDH
アクスルオイル	AX080
クーラント	ASYAF-L-D

第2節 特定自主検査

特定自主検査を実施し、検査記録表を提出するとともに検査済標章を車体に貼付するものとする。また、特定自主検査にあわせ各部のグリスアップ及び給油を行うものとする。

第3節 整備

次に示す点検整備を実施するものとする。

- ・エンジンオイル及びオイルフィルター交換
- ・燃料フィルタ交換
- ・フィードポンププレフィルタ交換
- ・燃料ライン、タンクドレン水抜き清掃
- ・エアエレメント清掃
- ・クーラント及び冷却水補充
- ・作動油点検補充
- ・トランスファーケースオイル点検補充
- ・前後アクスルオイル点検補充
- ・各部グリス給油

下記の部品を交換するものとし、交換する部品については同等品以上のものを使用するものとする。

項目	数量	単位	品名・規格	型番・備考
エンジンオイルフィルタ	1	個	オイルフィルタ Ass'y	YM129150-35153
燃料フィルタ	1	個	エレメント	YM129100-55650

フィードポンプ プレフィルタ	1	個	エレメント	YM129052-55630
エンジンオイル	5	L	SAE10W-30-CD	

第4節 試運転

点検整備の後、試運転を実施するものとする。

第5節 その他

点検中に新たに部品の交換が必要となった場合は、事前に担当職員と協議を行うものとし、担当職員が必要と認め作業を指示した場合は、設計変更を行うものとする。

— 以 上 —

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。